

件名	愛媛県少子化対策推進条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p>少子化対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、少子化対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与するため、この条例を制定しようとするものである。</p> <p>第1条 目的  第2条 定義  第3条 基本理念  第4条 県の責務  第5条 市町の責務  第6条 県民の責務  第7条 事業者の責務  第8条 基本計画  第9条 社会全体による取組の推進  第10条 結婚の支援  第11条 妊娠、出産及び子育ての支援  第12条 就業の支援  第13条 雇用環境の整備の支援等  第14条 教育の推進  第15条 生活環境の整備の推進  第16条 経済的負担の軽減  第17条 財政上の措置  第18条 施策の実施状況の公表</p> <p>附則</p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	